

標 題：

日本籍船以外の船舶に備える無線設備の
技術要件について
(送信周波数許容偏差値等の改正)

NK テクニカル インフォメーション

No. 7 8

平成元年10月31日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1979年、1983年及び1987年にジュネーブで ITU (国際電気通信連合、IMO と同様に国際連
合の専門機関の一つ) の移動業務のための世界無線通信主管庁会議が開催されました。

これ等の会議では海上を含む航空・陸上の移動体の無線設備についての検討が行われ、無線通信
についての全般的な規定を行っている国際電気通信条約・附属無線通信規則 (Radio Regulations)
の改正が行われました。

1. この改正は本会が実施しているSR検査の技術要件にも関係するもので、主要な改正事項等
は次の通りです。

(1) 決定事項

- ① 1979年： 無線設備の技術要件の内、電波の質の強化 (周波数の許容偏差等)
- ② 1983年： GMDSS (全世界海上遭難・安全システム) の使用周波数の決定
- ③ 1987年： 現行短波使用周波数帯の割当の見直し及び GMDSSの使用周波数を含め短波
周波数帯割当の大幅な変更

(2) 適用時期

- ① 周波数許容偏差
 - 全ての無線装置 : 1990年1月1日より
- ② 短波帯使用周波数変更
 - 新指定 : 1991年7月1日より

従って船舶の無線設備（送信設備）で上記改正事項について適合を要するものは、夫々の期限内に適合させる必要があります。

改正事項の内、周波数許容偏差について措置を要する型式の送信機の適合方法としては、個々の水晶振子を交換する、又は発振部をフリー・シンセサイザー（周波数合成方式）のユニットに変更する方法等があります。この内フリー・シンセサイザー・ユニットに変更した場合は、1991年7月1日からの短波帯の新周波数指定にも、そのまま対応が可能となりますので、周波数許容偏差の措置の際はこの点も含めて十分ご検討下さい。

2. 本会の取扱い

本会としては、今後実施する無線設備の更新検査の機会に、周波数許容偏差に関して、主送機及び補助送信機が新許容偏差値に適合していることの確認を行うことと致します。

不適合の場合は、2カ月間しか有効でない短期証書の発行をせざるを得ないこととなりますので、ご注意願います。

ご不明な点等ありましたら、本部機関部の無線担当者までお問合わせ下さい。